

性的な画像の記録媒体等の没収・還付等が問題となった裁判例

【強姦罪等の犯行状況を撮影した画像が記録された媒体の没収を認めた裁判例】

1 東京高等裁判所平成 22 年 6 月 3 日判決 [住居侵入，強盗強姦，強姦致傷，強姦未遂，窃盗被告事件]【確定】(判例タイムズ 1340 号 282 頁)

事案の概要

被告人が平成 18 年 2 月から平成 21 年 3 月までの間に敢行した，全 10 件の住居侵入，強盗強姦，強姦致傷，強姦未遂，窃盗の事案のうち，被害者方に侵入して金品を強取した上，更に被害者を強姦したという住居侵入，強盗強姦の事案 2 件の犯行の際，被告人は，その姦淫の様子をビデオカメラで撮影していた。

第一審（宇都宮地方裁判所平成 22 年 2 月 2 日判決）は，被告人を懲役 20 年に処するとともに，姦淫の様子を撮影したビデオテープ 2 本を刑法 19 条 1 項 3 号の犯罪行為によって生じた物に該当するとして没収し，これに対し，被告人が控訴した。

裁判所の判断

原判決は，原判決主文掲記のビデオテープ 2 本について，原判示第 3 あるいは第 6 の強盗強姦の犯行によって生じた物であるとして，刑法 19 条 1 項 3 号を適用して没収している。しかし，同号の「犯罪行為によって生じ」た物とは犯罪行為によって作り出された物をいうものと解されるのであって，上記各ビデオテープには強盗強姦の犯行がなければ撮影されなかった画像が記録されているものの，ビデオテープ自体は強盗強姦の犯行によって生じた物ではなく，同号に該当する物とはいえないから，原判決には法令適用の誤りがある。もっとも，上記各ビデオテープは，各強盗強姦の犯行を撮影したもので，犯罪遂行の手段として用いられたものといえる。したがって，犯行に供した物として刑法 19 条 1 項 2 号を適用して没収することが可能であり，かつ，没収するのが相当であるから，上記法令適用の誤りが判決に影響を及ぼすものではない。

2 最高裁判所第一小法廷平成 30 年 6 月 26 日決定 [強姦未遂，強姦，強制わいせつ被告事件] (最高裁判所刑事判例集 72 巻 2 号 209 頁)

事案の概要

アロマサロンを開業し，自ら施術者として利用客にマッサージ等のサービスを提供していた被告人が，アロママッサージを受けに来た女性客 4 名に対する強姦 1 件及び強制わいせつ 3 件，被告人からアロマに関する指導を受けるなどしていた女性に対する強姦未遂 1 件に及んだ事案。被告人は，強姦 1 件及び強制わいせつ 3 件の

犯行の際，その様子を各被害者に気付かれないように撮影し，デジタルビデオカセット4本に録画していた。

第一審（宮崎地方裁判所平成27年12月1日判決）は，前記デジタルビデオカセット4本を刑法19条1項2号の「犯罪行為の用に供し」た物に当たるとして没収の言渡しをし，控訴審（福岡高等裁判所宮崎支部平成29年2月23日判決）も，刑法19条1項2号所定の犯行供用物件に該当することを理由に同条項を適用してこれらを没収した原判決の法令の適用に誤りはないとしたことから，被告人が上告し，没収に関して法令違反を主張した。

裁判所の判断

原判決及びその是認する第一審判決の認定並びに記録によれば，被告人は，本件強姦1件及び強制わいせつ3件の犯行の様子を被害者に気付かれないように撮影しデジタルビデオカセット4本（以下「本件デジタルビデオカセット」という。）に録画したところ，被告人がこのような隠し撮りをしたのは，被害者にそれぞれその犯行の様子を撮影録画したことを知らせて，捜査機関に被告人の処罰を求めることを断念させ，刑事責任の追及を免れようとしたためであると認められる。以上の事実関係によれば，本件デジタルビデオカセットは，刑法19条1項2号にいう「犯罪行為の用に供した物」に該当し，これを没収することができるのと解するのが相当である。

したがって，刑法19条1項2号，2項本文により，本件デジタルビデオカセットを没収する旨の言渡しをした第一審判決を是認した原判断は，正当である。

【捜査機関が押収した記録媒体の還付請求に関する裁判例】

東京地方裁判所平成20年12月5日判決 [損害賠償請求事件] 【確定】(訟務月報 55巻5号2076頁)

事案の概要

被害児童A，被害者Bに対する強姦等の事実により有罪判決を受け，刑務所で服役中の原告が，前橋地方検察庁検察官に対し，捜査の際に押収された証拠品の還付を求めたところ，同検察官は，その一部を還付したが，Aの裸体や陰部等あるいはAの口淫行為が撮影された写真のコピー，A及びBが原告から強制されて卑わいな言動を発している状況等が録音されたカセットテープ及びマイクロカセットテープ等の証拠品を原告に還付しない旨の処分をした（以下，この証拠品を「本件処分留保証証拠品」という。）。

そこで，原告は，押収物の全部が還付されていないなどとして，国家賠償法1条1項に基づき，被告（国）に対し，原告が被った物品の被害による損害金等の支払を求めた。

争点（関連する部分のみ）

検察官が，本件処分留保証証拠品を原告に還付しない旨の処分をしたことは，違法か否か

裁判所の判断

被告は，本件処分留保証証拠品は，法禁物と同視され，善良の風俗を害する物であることが明らかであるから，原告はこれらに対する還付請求権を有しない旨主張する。しかしながら，本件処分留保証証拠品の中に児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）2条3項に定める「児童ポルノ」に該当するものがあるとしても，単純な所持が禁止されているわけではないから（同法7条参照），これを法禁物と同視することはできない。また，刑事訴訟法222条1項，123条1項に基づく押収物の還付は，押収物について留置の必要がなくなった場合に，押収を解いて原状を回復することをいうから，被押収者が還付請求権を放棄するなどして原状を回復する必要がない場合又は被押収者に還付することができない場合のほかは，被押収者に対して還付すべきであるところ（最高裁昭和62年（し）第15号平成2年4月20日第三小法廷決定・刑集44巻3号283頁参照），本件においては，前記認定のとおり，原告は還付請求権を放棄していない上，被押収者に還付することができない場合にも該当しないから，原告が本件処分留保証証拠品につき還付請求権を有するものというほかはない。被告の上記主張は理由がない。

もっとも，原告は，前記のとおり，刑事訴訟法222条1項，123条1項に基づく還付請求権を行使するものと思われるが，刑事訴訟上の権利であっても，誠実にこれを行行使し，濫用してはならないのは当然であるから（刑事訴訟規則1条2項），

原告の還付請求権の行使が権利の濫用となる場合には、還付をしなかった検察官の処分は違法とはならないものというべきである。

そして、前記認定によれば、本件処分留保証物品は、前記の有罪判決を受けた各強姦の事実及び同種余罪に係る証拠物として押収された、Aの裸体や陰部等あるいはAの口淫行為が撮影された写真のコピー、A及びBが原告から強制されて卑わいな言動を発している状況等が録音されたカセットテープ及びマイクロカセットテープ等であって、犯罪の手段として撮影、録音等がされたものであり、法禁物に該当しないとしても、公の秩序や善良の風俗に反するものではあることは明らかであって、服役中の原告が還付を受けて原状を回復する利益は大きくないから、前記の写真撮影等を含む原告の犯罪行為によって、甚大な精神的苦痛を受け、治療困難な摂食障害に苦しむ被害者らが、自らが被写体となった写真のコピーや自らの声が録音されたカセットテープ等である本件処分留保証物品の全部を原告に還付しないことを懇願していることをも考慮すると、原告が本件処分留保証物品について還付請求権を行使することは、権利の濫用というべきである。

したがって、前橋地方検察庁検察官が、原告に対し、本件処分留保証物品を還付しない旨の処分をしたことは違法ではなく、原告の損害賠償請求は理由がない。

【民事訴訟において記録媒体の廃棄等が認められた裁判例】

高松高等裁判所平成17年12月8日判決 [損害賠償等請求控訴事件] 【確定】(判例時報1939号36頁)

事案の概要

一審被告は、いわゆる出会い系サイトで一審原告と知り合った。一審被告は、一審原告と性交渉を持った際に、同意なく一審原告の裸体を撮影した。一審被告は、一審原告に対する強姦の被疑事実で逮捕され、前記撮影に係る写真フィルム(以下「本件フィルム」という。)の押収処分を受け、その後、警察から本件フィルムの所有権放棄に同意するよう求められたが、これを拒否した(なお、一審被告に対する強姦被疑事件については、親告罪の告訴の取消しにより不起訴処分となった。)。本件は、一審原告が一審被告に対し、(徳島地方検察庁に領置されている)本件フィルムの引渡又は廃棄などを求めた事案である。

裁判所の判断

本件フィルムは、一審被告が一審原告と性交渉を持った際に一審原告の裸体を写真撮影したものであるところ、...一審被告は、当初から金銭を支払う意図を有していないにもかかわらず、一審原告のせいで損害を受けたと言って一審原告を困惑させた上、自己の欲望のおもむくままに一審原告の裸体の写真を撮ったり性交渉をし、あげくの果ては、性交渉終了後に一審原告の困惑に乗じて金銭を要求したものであり、一審被告の上記一連の行為は、強姦罪の構成要件としての暴行又は脅迫の事実があったと断定するのがいささか困難なだけであって、実質的には一審原告を抗拒不能の状態にした上で姦淫したに等しいものであるから、一審原告が、自らの自由な意思で、一審被告の求めに応じて一審原告の裸体を写真撮影することを同意していたとは到底認めることができない。

また、一審原告は、一審被告が本件フィルムを所有し所持し続けることを明確に拒否している。

そして、以上のような内容の本件フィルムは、存在すること自体が一審原告のプライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのあることが明らかであると認められるから、一審被告が本件フィルムの所有権を有していると否にかかわらず、一審被告が本件フィルムを所持する可能性のある限り(徳島地方検察庁において、一審被告に対して本件フィルムを還付する旨の処分がなされる可能性のある限り)、一審原告のプライバシーを侵害するおそれがあるというべきである。また、本件フィルムが一審被告によって第三者に公開されると、一審原告のプライバシーが著しく侵害され、これによって一審原告の被る損害の程度は、余りにも大きいものがあるといえることができる。

したがって、一審原告は、一審被告に対し、人格権に基づく妨害排除ないし妨害予防請求として、少なくとも本件フィルムの廃棄を求めることができると認めるのが相当である。

（結論として，裁判所は，「一審被告は，一審原告に対し，別紙物件目録記載の物件を廃棄せよ」との主文で，一審被告に対して本件フィルムを廃棄するよう求める請求を認容した。）